

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和4年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 88,517 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 523,884 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	96,514	61,501		1,322	10,565	23,126
	老人福祉事業	24,139	264		0	7,487	16,388
	児童福祉事業	194,295	129,508		5,116	18,712	40,959
社会保険	国民健康保険事業	35,597	14,235		0	6,699	14,663
	介護保険事業	71,161	3,178		1,627	20,809	45,547
	後期高齢者医療保険事業	52,922	6,717		0	14,490	31,715
保健衛生	保健衛生事業	49,256	18,148		0	9,755	21,353
合 計		523,884	233,551		8,065	88,517	193,751

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。